



保育所等、学校  
福祉事業所等で

## 看護職の方

医療的ケアや医療的な見守りが必要な  
子どもたちのために、働いてみませんか。

R3年医療的ケア児支援法が施行され、  
保育所等では医療的ケアを必要とするこ  
どもを受け入れることが責務となりました。  
しかし、受け入れるためには看護職  
が必要です。



看護師不在だと  
家族の付き添いが  
ずっと必要です  
それでは就労も  
できません。

小児看護の経験がない、保育所等の現  
場を体験したい、どのようなケアをし  
ているか知りたいなど、お考えの方に

公益社団法人京都府看護協会  
京都府ナースセンター  
リカレント研修

### 就業領域別研修

府内120か所以上の施設と調整します。  
就業を見据え、希望の施設で1日  
(または半日)

体験研修：医療的ケア児

### 必要なケア

たんの吸引  
経管栄養・胃瘻  
人工呼吸器管理  
在宅酸素療法  
導尿 など

研修詳細およびホームページはこちら

